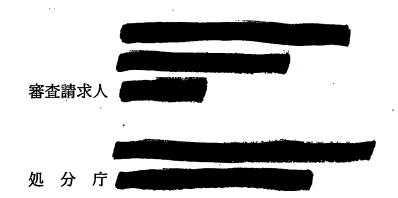
裁 決 書



上記審査請求人(以下「請求人」という。)から、平成25年9月30日付けで提起のあった上記処分庁の生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づく生活一時扶助(移送費)に係る保護変更申請却下決定処分(以下「本件処分」という。)に対する審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり裁決します。

主 文

処分庁の請求人に対する本件処分を取り消します。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求の趣旨は、自宅から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく就労移行支援事業所までの交通費の全額支払いを求めるというもので、その理由として請求人は、次のとおり主張しているものと解されます。

1 請求人は、痔を患っており自転車に乗ることを医師から止められている。

2 請求人は、きちんと働いて収入を得て最終的には家庭を持ちたいと考え、自分の意思で選んだ就労移行支援事業所「このでは、に毎日通っているにもかかわらず、処分庁は、代替施設 があるとするが、そこは平成25年5月に障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業所の利用者として請求人が入ることを推し進めようとした施設であり、また、では就労継続支援B型も行っていると暗に就労継続支援B型利用を推奨するような理由も納得できない。

第2 処分庁の弁明の趣旨及び理由

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるというもので、その理 由は次のとおりです。

1 臨時的最低生活費(一時扶助費)は、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第7-2によれば、「最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。」とされてる。

また、本件の移送費の支給については、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7-2-(7)-ア-(オ)によれば、「被保護者が障害者支援施設、公共職業能力開発施設等に入所し若しくはこれらの施設から退所する場合又はこれらの施設に通所する場合であって、身体的条件、地理的条件又は交通事情により、交通費を伴う方法以外には通所する方法が全くないか又はきわめて困難である場合」とされている。

- 3 したがって、移送費の認定について、上記1の次官通知の「緊急やむを得ない場合」とは認められず、上記1の局長通知の「交通費を伴う方法以外には通 所する方法が全くないか又はきわめて困難である場合」にも該当しないため、



那是

請求人に対しての通所に係る交通費相当額を支給することは認められない。

なお、このことは、処分庁が、請求人か へ通所することを禁止する 趣旨ではない。

第3 認定事実

当庁が認定した事実は、次のとおりです。

- 1 平成23年9月1日 請求人世帯は、単身世帯として保護を開始されたこと。
- 2 平成24年11月12日 処分庁は、請求人が受診した の医師から、請求人の 就労に当たっては、周囲の配慮など環境面でのサポートが必要であるとの意見 を得たこと。
- 3 平成24年11月14日 処分庁は、上記2の医師の意見を考慮し、処分庁が実施している「在宅精神 障がい者等処遇支援事業」の処遇支援事業支援員(以下「支援員」という。) に請求人の支援を依頼したこと。
- 4 平成25年1月16日 請求人は、支援員の支援により療育手帳B2を取得したこと。
- 5 平成25年2月14日 処分庁は、支援員から、請求人が にある就労移行支援 施設の 及び の2か所を見学し、 を利用したいと話していたとの報告を受けたこと。
- 6 平成25年4月9日

処分庁は、請求人に対し、 を利用したいとの意思を確認したこと。また、請求人は、 の利用を目的として、 障害者総合支援法に 基づく障害福祉サービスの利用手続を行ったこと。

- 7 平成25年4月26日 処分庁は、請求人に対し、 を利用する意思に変わりないことを 確認したこと。
- 8 平成25年5月23日 請求人は、処分庁に対し、請求人の住居を管理するNPO法人代表のAより、

別の施設を紹介するため、の利用を断るよう言われたと報告したこと。

- 9 平成25年5月24日 処分庁は、請求人より、にある を利用するとの意思を確認したこと。
- 10 平成25年5月27日 処分庁は、来庁したの職員より、請求人が同年6月1日から 通所するとの報告を受けたこと。
- 11 平成25年7月1日 処分庁は、請求人より、 の通所に係る交通費を支給してほしいと の相談を受け、支給の可否について検討すると回答したこと。
- 12 平成25年7月4日

13 平成25年7月23日

処分庁は、 の職員より、請求人の 通所に係る交通費の支給 が困難である理由について、文書による回答を求められたこと。

これに対し処分庁は、請求人からの移送費の申請に対する処分通知書であれば、交付可能であると説明したこと。

14 平成25年7月24日

請求人は、処分庁に対し、同年6月分の 活扶助(移送費)申請書を受領したこと。

処分庁は、請求人から、通所に係る交通手段及び交通費について、 ①自宅の最寄りのバス停である。からJRの最寄りのバス停である吉塚駅前までバスを利用していること、②片道の交通費は障害者割引適用で110円であること、及び③JF から の区間においては、の無料送迎を利用していることを確認したこと。

15 平成25年8月7日

個子り

処分庁は、請求人より申請のあった移送費について検討会議を開催し、本件 処分を決定したこと。

- 16 平成25年8月16日 処分庁は、請求人に対し、本件処分に係る却下通知書を送付したこと。
- 17 平成25年9月30日 請求人は、本件審査請求を提起したこと。

第4 審査庁の判断

1 法は、生活扶助について、「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定し、 左に掲げる事項の一つとして「移送」をあげています(法第12条)。

また、最低生活費については、次官通知において、月々の経常的な最低生活 需要のすべてを満たすための費用として認定する経常的最低生活費と特別な 需要のある者に臨時的に認定する臨時的最低生活費(一時扶助)とに区分され、 移送費は臨時的最低生活費(一時扶助)の一つに位置付けられています。

そして、臨時的最低生活費(一時扶助)について、次官通知は、「最低生活 に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を 支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところによ り、臨時的に認定するものであること。」(第7-2)としています。

さらに、本件の就労移行支援施設への通所に係る移送費の認定については、 局長通知において、「被保護者が障害者支援施設、公共職業能力開発施設等に 入所し若しくはこれらの施設から退所する場合又はこれらの施設に通所する 場合であって、身体的条件、地理的条件又は交通事情により、交通費を伴う方 法以外には通所する方法が全くないか又はきわめて困難である場合」に、必要 最小限度の交通費の額が支給されることとされています(第7-2-(7)-ア-(オ))。

2 障害者総合支援法は、就労移行支援とは、「就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。」(第5条第14項)とし、就労継続支援とは、「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識

及び能力の向上のために必要な訓練その他厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。」(第5条第15項)と規定します。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」 (平成18年厚生労働省令第19号)は、就労継続支援B型の厚生労働省令で 定める便宜とは、「通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約 に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の 機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練そ の他の必要な支援」(第6条の10第2号)と規定します。

- 3 本件処分の適否について
- (1) 処分庁は、就労移行支援を希望する請求人にとって、
 の代替施設として十分であり、立地条件としてもが請求
 人の自宅から徒歩数分の位置にあることから、請求人は交通費を伴わず、
 へ通所することが可能であり、請求人が
 に通所しなければならない合理的理由は認められないと主張します。
 当該主張は、前記第3認定事実12から、
 が施設の機能、立地条件の面において
 より優れており、請求人は
 へ通所すべきであるため、
 への通所に係る交通費は支給できないと主張しているものと推認されます。

本件においては、前記第3認定事実から、請求人は当初 への 通所を希望していたところ(認定事実5ないし7)、Aの紹介により に通所すると変更を申し出たものです(認定事実8及び9)。

とのどちらが請求人の自立助長につながるかの判断はさておき、処分庁の施設選定について法的な根拠はなく、請求人に対して行った。の通所指導はあくまでも助言の範疇であって、処分庁の意向に沿わないという理由から、に通所したことをもって、請求人に不利益を与えるべきでなく、通所に係る交通費を支給しないことは不適切と言わざるを得ません。

加えて、処分庁も請求人が へ通所することを禁止する趣旨ではないと主張しているところであり、そうである以上、通所に係る交通費は支給すべきものであると思料されます。

よって、処分庁の主張は採用できません。

(2) また、処分庁は、上記(1)の主張を前提として、交通費の認定について、

次官通知の「緊急やむを得ない場合」とは認められず、また、局長通知の「交通費を伴う方法以外には通所する方法が全くないか又はきわめて困難である場合」にも該当しないため、請求人に対しての通所に係る交通費相当額を支給することは認められない旨主張します。

次官通知第7-2は、臨時的最低生活費(一時扶助)の基本的考え方を規定したものであり、また、「別に定めるところにより、臨時的に認定するものである」とあることから、「緊急やむを得ない場合」の一文を取り上げて、これに該当するか否かで判断するのは不適切です。

さらに、局長通知の「交通費を伴う方法以外には通所する方法が全くないか又はきわめて困難である場合」とは、施設への経済的かつ合理的な経路及び交通手段について規定しているものであり、施設への通所に係る交通費が発生するか否かとは関係ないものです。

よって、処分庁の主張は失当です。

(3)以上のとおり、処分庁の主張はいずれも採用できず、本件処分は、取消しを免れ得ません。

第6 結論

以上のとおり、本件審査請求は、理由があるので行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。

平成26年 3月18日

福岡県知事 小 川

